

告示第19号

入札公告

次のとおり一般競争入札を執行するため、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6及び吉賀町契約規則(平成17年吉賀町規則第34号)第2条の規定に基づき公告する。

令和8年3月9日

吉賀町長 岩本 一巳

1. 入札に付する事項

(1) 件名

公用車売却に係る入札

(2) 業務内容及び仕様書

吉賀町公用車売却

別紙 仕様書のとおり

(3) 引き渡し予定時期・履行場所

落札決定後、入金が確認され次第

(令和8年5月中旬までを予定)

吉賀町役場柿木庁舎駐車場(島根県鹿足郡吉賀町柿木500番地1)

(4) 入札方式

一般競争入札(別紙「入札書」による)

(5) 予定価格

5,000円(税抜き)

(6) 最低制限価格

なし

(7) 入札保証金及び契約保証金

なし

(8) 売却車両の下見

日時: 令和8年4月28日(火)までの間の平日

(各日ともに午前9時～午前11時及び午後2時～午後4時の時間中)
※売却車両を下見する場合は吉賀町産業課(0856-79-2213)へ電話連絡を行い、指定された日時に担当職員立会いの下、実施すること。

2. 入札参加資格

以下に掲げる条件を全て満たした者とする。ただし、応募者が以下の条件を満たしていないことが判明した場合には、契約締結後であっても本町は契約を解除できるものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。(法人の場合) 町税等を滞納していない者であること。(個人の場合)
- (3) 吉賀町暴力団排除条例(平成24年吉賀町条例第1号)に規定する暴力団等と密接な交際等を有する者でないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立てがなされているもの(更生手続き開始の決定を受けているものを除く)に該当しないものであること。
- (5) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立てがなされているもの(再生手続き開始の決定を受けている者を除く)に該当しない者であること。
- (6) 入札日時において、吉賀町から入札指名停止の措置を受けていないこと。

3. 入札方法、入札執行の場所等

(1) 提出書類

- ① 入札書(封筒(長形3号)表面に件名、開札日、応札者(住所、名前、連絡先)を記載若しくは印刷し入札書を入れ封緘すること)※ホームページ書式を参考
- ② 担当者名刺(法人の場合)
- ③ 本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード表面等)及び連絡先(個人の場合)

(2) 提出先

吉賀町役場産業課
(〒699-5301 島根県鹿足郡吉賀町柿木500番地1)

(3) 提出方法

郵送(書留郵便に限る) 若しくは 吉賀町役場産業課に直接提出すること。
※封筒に「入札書 在中」と記載し、封緘すること。
※郵送の場合は、郵便用封筒に②、③を同封。①については入札書を作成した封筒に入れ封緘したものを同封すること。

(4)提出期限

令和8年4月30日(木)正午必着

(5)その他

- ①書類の作成及び提出に係る費用は提出者の負担とする。
- ②書類に用いる言語は日本語とする。
- ③提出された書類は返却しない。

4. 開札

(1)日時

令和8年4月30日(木)午後3時00分

(2)場所

吉賀町役場本庁舎 1階 応接室

(3)立会人

開札は当該入札事務に関係のない吉賀町役場職員が立ち会うものとする。なお、入札参加者は開札に立ち会うことができる。その場合は事前に担当部署に連絡すること。

5. 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1)入札参加資格のない者がした入札
- (2)記載事項の不明な入札
- (3)自署若しくは記名押印の無い入札
- (4)金額を訂正した入札
- (5)意思表示が不明瞭な入札
- (6)同じ物件について2通以上の入札をした入札
- (7)入札に関し不正行為のあった入札
- (8)その他入札条件に違反した入札

6. 落札者の決定方法等

(1)落札者の決定

予定価格(最低売却価格:5,000円【税抜き】)以上かつ最高の価格で、入札したものを落札者とする。落札者となるべき同価格の入札者があるときはくじ引きを行い、落札者を決定する。

なお、くじ引きを行う対象となる者が出席している場合は代表者又は代表者の委任を受けている者が引き、出席していない場合は当該入札事務に関係のない職員が代わって行う。

(2)入札結果の公表

- ①落札者には、結果を直ちに連絡する。

②入札結果は、吉賀町ホームページに掲載する。掲載内容は落札者、金額のみとする。

7. 担当部署及び連絡先

〒699-5301 島根県鹿足郡吉賀町柿木500番地1

吉賀町役場産業課

TEL:0856-79-2213

FAX:0856-79-2344

E-Mail:sangyo@town.yoshika.lg.jp